

ご契約を安心して継続いただくために。

無料



# スミセイの ASSIST PLUS ご家族アシストプラス

ご契約者・被保険者にもしものこと\*があったとき、  
あらかじめ指定されたご家族等が、契約内容のご確認や  
各種お手続き、保険金等のご請求を代理でできる制度です。

\*詳細は裏面をご覧ください。



ご契約者・被保険者\*  
\*保障の対象となる人

ご家族

ご加入の契約について

ご家族が代わりに「できること」「できないこと」

何も申し込んでいない場合

契約内容を  
確認したい

ご契約者以外は  
ご家族であっても確認できません。

こんなときに  
困ります

ご契約者が高齢なこともあり、  
ご家族としては契約内容を  
知っておきたいが確認できない。

契約内容を  
変更したい

ご契約者以外は  
ご家族であっても変更できません。

こんなときに  
困ります

契約内容を変更したいが、  
ご契約者の意識がなく、  
手続きできない。

保険金・給付金等を  
請求したい

被保険者以外は  
ご家族であっても請求できません。

こんなときに  
困ります

入院をした被保険者の意識がなく、  
給付金等を請求できない。

スミセイのご家族アシストプラスなら

ご家族登録サービス

ご契約者の  
ご家族も  
契約内容を  
確認する  
ことができます。



ご契約者



登録されたご家族

契約者代理制度

あらかじめ指定された  
ご契約者の代理人  
(契約者代理人)が  
契約内容の変更など  
のお手続きを  
することができます。

ご契約者が  
手続きする  
意思表示が  
できなくても…



契約者代理人

被保険者代理制度 (旧：指定代理請求制度)

あらかじめ指定された  
被保険者の代理人  
(被保険者代理人)が  
保険金・給付金等を  
請求する  
ことができます。

被保険者が  
請求する  
意思表示が  
できなくても…



被保険者代理人

「スミセイのご家族アシストプラス」の詳細は裏面をご覧ください。

(ご家族登録サービス) (契約者代理制度) (被保険者代理制度)

■ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり(一定款)・約款」「申込内容控(兼解約返戻金額表)」、中途付加の場合は「特約中途付加のしおり・約款」を必ずご覧ください。

(1/2 ページ)必ず他のページもご覧ください。

## ご家族登録サービス

登録できる方：日本国内にお住まいの、配偶者さまや  
お子さまなど（最大2名）

### POINT

あらかじめ登録されたご家族も契約内容等について、問い合わせできます。

例えば  
こんなとき  
安心

高齢の親の契約内容を  
確認したいとき



### POINT

ご契約者と連絡がとれない場合でも、ご家族を通じてご契約者の連絡先を確認させていただくことで、大切な通知物を確実にお届けします。

例えば  
こんなとき  
安心

急な転居でご契約者と  
連絡がとれないとき  
（大切な通知物を受け  
取ることができない）



## 契約者代理制度

指定できる方\*：ご家族登録サービスに登録された方  
（1名）

### POINT

ご契約者が契約に関するお手続きの意思表示ができない場合等に、あらかじめ指定された契約者代理人が当社所定のお手続きを行うことができます。

- 住所変更
- 契約者貸付制度の利用
- ご契約者が受取人となる満期保険金等の請求
- 保険金額等の減額
- 解約
- 等

※保険金等の受取人変更など、一部代理対象外となるお手続きがあります。

例えば  
こんなとき  
安心

認知機能の低下で、  
ご契約者自身では  
住所変更のお手続きが  
できない



### POINT

ご契約者が契約に関するお手続きの意思表示ができる場合でも、被保険者として認知症保険金等の支払いを受けた以後は、契約者代理人の同意を得てご契約者に手続きいただくため、ご契約者もご家族も安心です。

例えば  
こんなとき  
安心

急な出費で資金が必要に  
なったため  
貸付制度を利用したいが、  
ご契約者の意識がなく  
誰もお手続きができない



## 被保険者代理制度

（旧：指定代理請求制度）

指定できる方\*：ご家族登録サービスに登録された方  
またはご契約者（1名）

### POINT

被保険者が受取人となる保険金・給付金等について、被保険者が請求する意思表示ができない場合等に、あらかじめ指定された被保険者代理人が保険金・給付金等のご請求をすることができます。

例えば  
こんなとき  
安心

入院した被保険者の  
意識がなく、入院  
給付金等を請求できない



被保険者ががん等の病名を  
告知されておらず、  
保険金等を請求できない



\*当社所定の条件があります。

あなたの未来を強くする

 住友生命

[住友生命保険相互会社]  
本社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35  
電話(06)6937-1435 (大代表)  
東京本社 〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24  
電話(03)5550-1100 (大代表)  
〈ホームページ〉 <https://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命

生命保険のお手続きやご契約に関するご照会  
スミセイコールセンター 0120-307506

お届けしたのは…

(2/2 ページ)必ず他のページもご覧ください。

21/4 改訂版

営情-21-0113(A2001281)